

静岡県 まん延防止等重点措置の概要について

対象区域	県内全域	
要請期間	令和4年1月27日(木)0時から2月20日(日)24時まで	
県民	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出の自粛 ○県境をまたぐ不要不急の移動の自粛 ○家庭における感染対策の徹底 など	
飲食店 ※1	○同一グループの同一テーブルでの会食は4人まで ※ワクチン・検査パッケージの適用なし	
	認証店	以下のどちらかを選択 ・時短要請：20時まで、酒類提供禁止（3～10万円/1日） ・時短要請：21時まで、酒類提供は20時まで（2.5～7.5万円/1日）
	非認証店	・時短要請：20時まで、酒類提供禁止（3～10万円/1日）
集客施設 ※2	○入場者の感染防止のための整理・誘導 ○入場者に対するマスク着用の周知 ○手指消毒設備の設置と手指消毒の徹底 など	
イベント	大声なし	・人数上限5,000人と収容率100%のいずれか少ない方を上限 ※「感染防止安全計画」の策定により、人数上限は20,000人
	大声あり	・人数上限5,000人と収容率50%のいずれか少ない方を上限

【飲食店（※1）】

- 不特定多数の者が利用する、食品衛生法の営業許可を受けた飲食店（デリバリー、テイクアウト、コンビニ等のイートイン等は除く）
- 「認証店」とは「ふじのくに安全・安心認証」を取得した飲食店

【集客施設（※2）】

- 商業施設等（大規模小売店、スーパー、家電量販店、パチンコ店 等）
- イベント関連施設（体育館、運動場、ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）、水泳場、ゴルフ練習場 等）